

○経済産業省令第二十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

第一条く第八十九条 「略」

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二ロに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第七二・〇八項、第七二・〇九項、第七二・一〇項（第七二・一〇・九〇号を除く。）、第七二・一九号、第七二・二三号、第七二・九〇号及び第七二・一二項（第七二・一〇号及び第七二・一六〇号を除く。）に該当するもの

- 二 関税率表第七二・一九項、第七二・二〇項

第一条く第八十九条 「略」

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二ロに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七三・〇九項に該当するものとする。

「新設」

「新設」

第七二・二五項（第七二二五・一九号、第七二二五・三〇号及び第七二二五・九九号を除く。）及び第七二・二六項（第七二二六・九一号を除く。）に該当するもの

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二八に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第七三・〇八項に該当するもの
- 二 関税率表第七三・〇九項に該当するもの
- 三 関税率表第七三・一〇項に該当するもの

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二二に

〔新設〕

〔新設〕

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七六・一〇項に該当するもの

二 関税率表第七六一・一〇号に該当するものの

第九十三条 輸出令別表第二の三第二号の二ホに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八二〇七・六〇号及び第八二〇八項に該当するものとする。

第九十四条 輸出令別表第二の三第二号の二ヘに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二ハに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八二〇七・六〇号及び第八二〇八項に該当するものとする。

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二ニに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 関税率表第八四・〇四項に該当するもの

三 関税率表第八四・〇五項に該当するもの

四 関税率表第八四・〇六項（第八四〇六・一

〇号を除く。）に該当するもの

五 関税率表第八四〇七・一〇号、第八四〇七

・二一号、第八四〇七・二九号、第八四・〇

八項及び第八四・〇九項（第八四〇九・九一

号を除く。）に該当するもの

六 関税率表第八四一〇・九〇号に該当するもの

の

のは、次に掲げるものとする。

一 「略」

「新設」

二 関税率表第八四〇五・九〇号に該当するもの

の

三 関税率表第八四〇六・九〇号に該当するもの

の

「新設」

「新設」

七 関税率表第八四・一一項（第八四一一・八

一号、第八四一一・八二号及び第八四一一・

九九号を除く。）に該当するもの

八 「略」

九 関税率表第八四一三・一一号、第八四一三

・一九号、第八四一三・三〇号、第八四一三

・五〇号、第八四一三・六〇号及び第八四一

三・八一号に該当するもの

十 関税率表第八四一四・一〇号及び第八四一

四・九〇号に該当するもの

十一 「略」

十二 関税率表第八四・一六項に該当するもの

十三 関税率表第八四一七・二〇号に該当する

「新設」

四 「略」

「新設」

五 関税率表第八四一四・九〇号に該当するも

の

六 「略」

「新設」

「新設」

もの

十四 関税率表第八四一九・一九号、第八四一

九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一

九・八九号及び第八四一九・九〇号に該当す

るもの

十五 「略」

十六 関税率表第八四・二一項（第八四二一・

一二号、第八四二一・二一号、第八四二一・

二二号、第八四二一・三二号及び第八四二一

・三九号を除く。）に該当するもの

十七 「略」

十八 関税率表第八四二五・一一号及び第八四

二五・三一号に該当するもの

「新設」

七 「略」

八 関税率表第八四二一・一九号及び第八四二

一・九一号に該当するもの

九 「略」

十 関税率表第八四二五・一一号に該当するも

の

十九 関税率表第八四・二六項並びに第八四三

一・四一号及び第八四三一・四九号（第八四

・二六項の機械に専ら又は主として使用する

部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十 関税率表第八四・二七項及び第八四三一

・二〇号に該当するもの

二十一 関税率表第八四・二八項（第八四二八

・一〇号、第八四二八・四〇号及び第八四二

八・六〇号を除く。）及び第八四三一・三九

号に該当するもの

二十二 関税率表第八四・二九項並びに第八四

三一・四一号及び第八四三一・四九号（第八

四・二九項の機械に専ら又は主として使用す

十一 関税率表第八四二六・一二号及び第八四

二六・九九号に該当するもの

「新設」

十二 関税率表第八四二八・二〇号、第八四二

八・三二号、第八四二八・三三号及び第八四

二八・九〇号に該当するもの

十三 関税率表第八四二九・一九号及び第八四

二九・五九号に該当するもの

る部分品に係るものに限る。)に該当するもの

二十三 関税率表第八四三〇・一〇号、第八四

三〇・三九号、第八四三〇・五〇号、第八四

三〇・六九号並びに第八四三一・四一号及び

第八四三一・四九号(第八四・三〇項の機械

に専ら又は主として使用する部分品に係るも

のに限る。)に該当するもの

二十四～二十七 「略」

二十八 関税率表第八四四三・一三号、第八四

四三・一五号、第八四四三・一六号、第八四

四三・一七号、第八四四三・一九号及び第八

四四三・九一号に該当するもの

十四 関税率表第八四三〇・一〇号及び第八四

三〇・三九号に該当するもの

十五～十八 「略」

十九 関税率表第八四四三・一三号、第八四四

三・一五号、第八四四三・一六号、第八四四

三・一七号及び第八四四三・九一号に該当す

るもの

二十九、三十二 「略」

三十三 関税率表第八四・五四項（第八四五四

・三〇号を除く。）に該当するもの

三十四 関税率表第八四五・二二号及び第八

四五五・三〇号に該当するもの

三十五 関税率表第八四五六・二〇号及び第八

四五六・四〇号並びに第八四六六・九三号（

第八四・五六項の機械に専ら又は主として使

用する部分品及び附属品に係るものに限

る。）に該当するもの

三十六 関税率表第八四・五七項（第八四五七

・二〇号を除く。）及び第八四六六・九三

号（第八四・五七項の機械に専ら又は主とし

二十、二十三 「略」

二十四 関税率表第八四五四・一〇号に該当す

るもの

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

て使用する部分品及び附属品に係るものに限
る。）に該当するもの

三十七 関税率表第八四・五八項及び第八四六
六・九三号（第八四・五八項の機械に専ら又
は主として使用する部分品及び附属品に係る
ものに限る。）に該当するもの

三十八 関税率表第八四・五九項（第八四五九
・二九号、第八四五九・三九号、第八四五九
・五一号、第八四五九・五九号及び第八四五
九・六九号を除く。）及び第八四六六・九三
号（第八四・五九項の機械に専ら又は主とし
て使用する部分品及び附属品に係るものに限
る。）に該当するもの

〔新設〕

二十五 関税率表第八四五九・一〇号及び第八
四五九・七〇号に該当するもの

三十九 関税率表第八四・六〇項及び第八四六

六・九三号（第八四・六〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

四十 関税率表第八四・六一項（第八四六一・

五〇号を除く。）及び第八四六六・九三号（第八四・六一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

四十一 関税率表第八四・六二項及び第八四六

六・九四号（第八四・六二項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

〔新設〕

二十六 関税率表第八四・六一項（第八四六一

・五〇号を除く。）に該当するもの

〔新設〕

四十二 関税率表第八四・六三項及び第八四六

六・九四号（第八四・六三項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

四十三 関税率表第八四・六四項及び第八四六

六・九一号に該当するもの

四十四 関税率表第八四六五・二〇号、第八四

六五・九三号、第八四六五・九四号、第八四

六五・九六号及び第八四六六・九二号に該当

するもの

四十五 関税率表第八四六六・一〇号及び第八

四六六・二〇号に該当するもの

四十六 関税率表第八四・六八項に該当するもの

〔新設〕

〔新設〕

二十七 関税率表第八四六五・二〇号、第八四

六五・九三号、第八四六五・九四号及び第八

四六六・九二号に該当するもの

二十八 関税率表第八四六六・一〇号に該当す

るもの

〔新設〕

の

四十七 関税率表第八四・七一項及び第八四七

三・三〇号に該当するもの

四十八・四十九 「略」

五十 関税率表第八四・七四項（第八四七四・

二〇号、第八四七四・三二号及び第八四七四

・九〇号を除く。）に該当するもの

五十一 「略」

五十二 関税率表第八四七七・三〇号、第八四

七七・四〇号及び第八四七七・五一号に該当

するもの

五十三 関税率表第八四・七九項（第八四七九

・二〇号、第八四七九・四〇号、第八四七九

〔新設〕

二十九・三十 「略」

三十一 関税率表第八四七四・一〇号、第八四

七四・三九号及び第八四七四・八〇号に該当

するもの

三十二 「略」

三十三 関税率表第八四七七・四〇号及び第八

四七七・五一号に該当するもの

三十四 関税率表第八四七九・一〇号、第八四

七九・三〇号、第八四七九・五〇号及び第八

・六〇号、第八四七九・七一号、第八四七九
・七九号及び第八四七九・八三号を除く。）
に該当するもの

五十四 「略」

五十五 関税率表第八四・八一項（第八四八一
・八〇号及び第八四八一・九〇号を除く。）
に該当するもの

五十六 関税率表第八四・八二項に該当するもの
の

五十七 関税率表第八四・八三項に該当するもの
の

五十八 「略」

四七九・九〇号に該当するもの

三十五 「略」

三十六 関税率表第八四八一・一〇号、第八四
八一・二〇号及び第八四八一・四〇号に該当
するもの

三十七 関税率表第八四八二・四〇号、第八四
八二・九一号及び第八四八二・九九号に該当
するもの

「新設」

三十八 「略」

五十九 関税率表第八四・八五項（第八四八五

・一〇号及び第八四八五・八〇号を除く。）

に該当するもの

六十 関税率表第八四・八六項に該当するもの

六十一 関税率表第八四・八七項に該当するもの

の

第九十五条 輸出令別表第二の三第二号の二トに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八五〇一・二〇号、第八五〇一

・三一号、第八五〇一・三三号、第八五〇一

・五三号、第八五〇一・六一号、第八五〇一

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第九十三条 輸出令別表第二の三第二号の二ホに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八五〇一・三三号、第八五〇一

・六二号、第八五〇一・六三号、第八五〇一

・六四号、第八五〇二・三一号、第八五〇二

・六二号、第八五〇一・六三号、第八五〇一
・六四号、第八五・〇二項及び第八五・〇三
項に該当するもの

二 関税率表第八五〇四・三二号、第八五〇四
・三三号及び第八五〇四・三四号に該当する
もの

三 関税率表第八五・〇五項（第八五〇五・一
九号を除く。）に該当するもの

四 関税率表第八五〇六・六〇号及び第八五〇
六・九〇号に該当するもの

五 関税率表第八五〇七・一〇号、第八五〇七
・二〇号及び第八五〇七・三〇号に該当する
もの

・三九号及び第八五〇二・四〇号に該当する
もの

二 関税率表第八五〇四・三三号及び第八五〇
四・三四号に該当するもの

三 関税率表第八五〇五・二〇号に該当するも
の

四 関税率表第八五〇六・九〇号に該当するも
の

五 関税率表第八五〇七・三〇号に該当するも
の

六 関税率表第八五・一一項に該当するもの

七 関税率表第八五・一二・二〇号及び第八五・

二・九〇号に該当するもの

八 関税率表第八五・一四項（第八五・一四・三

二号、第八五・一四・三九号及び第八五・一四・

四〇号を除く。）に該当するもの

九 関税率表第八五・一一号、第八五・一五

・一九号、第八五・二二号及び第八五・

五・二九号に該当するもの

十 関税率表第八五・八〇号に該当するもの

の

十一 関税率表第八五・六一号、第八五・

六 関税率表第八五・三一四・三二一に該当するもの

の

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

七・七一号及び第八五一七・七九号に該当す

るもの

十二 関税率表第八五二三・五一号に該当する

もの

十三 関税率表第八五・二五項（第八五二五・

六〇号及び第八五二五・八九号を除く。）に

該当するもの

十四 関税率表第八五・二六項に該当するもの

十五 関税率表第八五二七・二一号に該当する

もの

十六 関税率表第八五二八・四九号に該当する

もの

十七 関税率表第八五・三〇項に該当するもの

〔新設〕

七 関税率表第八五二五・五〇号に該当するも

の

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

八 関税率表第八五三〇・九〇号に該当するも

十八 関税率表第八五・三二項（第八五三二・

二一号、第八五三二・二二号、第八五三二・

二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に

該当するもの

十九 関税率表第八五三三・二九号及び第八五

三三・九〇号に該当するもの

二十 関税率表第八五・三四項に該当するもの

二十一 関税率表第八五・三五項、第八五三六

・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六

・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・

三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は

主として使用する部分品に係るものに限

の

九 関税率表第八五三二・一〇号に該当するも

の

十 関税率表第八五三三・二九号に該当するも

の

〔新設〕

十一 関税率表第八五三五・三〇号及び第八五

三五・九〇号に該当するもの

る。）に該当するもの

二十二 関税率表第八五三八・一〇号及び第八

五三八・九〇号（第八五・三七項の機器に専

ら又は主として使用する部分品に係るものに

限る。）に該当するもの

二十三 関税率表第八五三九・二九号、第八五

三九・三九号、第八五三九・四一号、第八五

三九・五一号及び第八五三九・五二号に該当

するもの

二十四 関税率表第八五・四〇項（第八五四〇

・一一号、第八五四〇・一二号及び第八五四

〇・四〇号を除く。）に該当するもの

〔新設〕

十二 関税率表第八五三九・四一号に該当する

もの

十三 関税率表第八五・四〇項（第八五四〇・

一一号、第八五四〇・一二号、第八五四〇・

四〇号及び第八五四〇・七一号を除く。）に

該当するもの

二十五 関税率表第八五・四一項に該当するもの

〔新設〕

の

二十六 関税率表第八五・四二項に該当するもの

〔新設〕

の

二十七 関税率表第八五四三・一〇号、第八五四三・二〇号及び第八五四三・三〇号に該当するもの

十四 関税率表第八五四三・一〇号に該当するもの

二十八 関税率表第八五・四四項（第八五四四・一九号、第八五四四・二〇号及び第八五四四・四・四二号を除く。）に該当するもの

もの

するもの

二十九 関税率表第八五四五・二〇号に該当するもの

〔新設〕

三十 関税率表第八五・四七項に該当するもの

十五 関税率表第八五四七・九〇号に該当するもの

るもの

るもの

〔新設〕

るもの

るもの

るもの

三十一 関税率表第八五・四八項に該当するもの

の

三十二 関税率表第八五・四九項に該当するもの

の

第九十六条 輸出令別表第二の三第二号の二に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

のは、関税率表第八六〇二・九〇号、第八六・

〇四項及び第八六〇六・九二号に該当するもの

とする。

第九十七条 輸出令別表第二の三第二号の二りに

もの

〔新設〕

〔新設〕

第九十四条 輸出令別表第二の三第二号の二へに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

のは、関税率表第八六〇二・九〇号、第八六・

〇四項及び第八六〇六・九二号に該当するもの

とする。

第九十五条 輸出令別表第二の三第二号の二トに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八七〇三・一〇号に該当するものの

二 関税率表第八七〇四・一〇号、第八七〇四・二二号、第八七〇四・二三号及び第八七〇四・三二号に該当するもの

三 関税率表第八七・〇五項（第八七〇五・二〇号及び第八七〇五・三〇号を除く。）に該当するもの

四 「略」

五 関税率表第八七一六・二〇号、第八七一六・三九号及び第八七一六・九〇号に該当するもの

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「新設」

一 関税率表第八七〇四・一〇号、第八七〇四・二二号及び第八七〇四・三二号に該当するもの

二 関税率表第八七〇五・九〇号に該当するもの

三 「略」

四 関税率表第八七一六・二〇号及び第八七一六・三九号に該当するもの

もの

第九十八条 輸出令別表第二の三第二号の二又

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八八・〇一項及び第八八・〇七

項（第八八・〇一項の物品の部分品に係るも

のに限る。）に該当するもの

二 関税率表第八八・〇二項及び第八八・〇七

項（第八八・〇二項の物品の部分品に係るも

のに限る。）に該当するもの

三 関税率表第八八・〇四項に該当するもの

四 関税率表第八八・〇五項に該当するもの

〔新設〕

五 関税率表第八八・〇六項及び第八八・〇七項（第八八・〇六項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの

第九十九条 輸出令別表第二の三第二号の二ルに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第九〇〇一・一〇号に該当するものの

二 関税率表第九〇〇二・一一号及び第九〇〇二・一九号に該当するもの

三 関税率表第九〇・〇五項に該当するもの

四 関税率表第九〇〇六・三〇号に該当するもの

第九十六条 輸出令別表第二の三第二号の二チに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

の

五 関税率表第九〇〇七・一〇号に該当するも

の

六 「略」

七 関税率表第九〇一三・一〇号に該当するも
の

八 関税率表第九〇・一四項に該当するもの

九 関税率表第九〇・一五項（第九〇一五・三
〇号を除く。）に該当するもの

十 関税率表第九〇・二四項（第九〇二四・九

〇号を除く。）に該当するもの

十一 関税率表第九〇二五・九〇号に該当する

「新設」

一 「略」

「新設」

「新設」

二 関税率表第九〇一五・四〇号、第九〇一五
・八〇号及び第九〇一五・九〇号に該当する
もの

「新設」

「新設」

もの

十二 関税率表第九〇・二六項に該当するもの

〔新設〕

十三 関税率表第九〇二七・一〇号、第九〇二

〔新設〕

七・八一号及び第九〇二七・八九号に該当す

るもの

十四 関税率表第九〇・二九項に該当するもの

三 関税率表第九〇二九・一〇号に該当するもの

の

十五 関税率表第九〇三〇・三二号、第九〇三

〔新設〕

〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三

〇・八二号及び第九〇三〇・八九号に該当す

るもの

十六・十七 〔略〕

四・五 〔略〕

第百条 輸出令別表第二の三第二号の二ヲに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとす る。	〔新設〕
第百一条〜第百十九条 〔略〕	第九十七条〜第百十五条 〔略〕
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第百六十号）の施行の日から施行する。